

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要

目 次

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要	2頁
I. 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得状況について	3頁
・ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得（届出）状況	
・ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由	
・ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由	
・ キャリアパス要件（Ⅰ）及び（Ⅱ）を満たすことが困難な理由	
・ 福祉・介護職員処遇改善加算の取得（届出）をしない理由	
II. 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について	9頁
・ 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げ実施方法	
(処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)を取得している事業所の状況)	
・ 障害福祉サービス等従事者等の平均給与額の状況(常勤の者、職種別)	
・ 障害福祉サービス等従事者等の平均基本給額の状況(常勤の者、職種別)	
・ 障害福祉サービス等従事者等の平均給与額の状況(非常勤の者、職種別)	
・ 障害福祉サービス等従事者等の平均基本給額の状況(非常勤の者、職種別)	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況(常勤の者、勤続年数別)	
・ 福祉・介護職員の平均基本給額の状況(常勤の者、勤続年数別)	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況(常勤の者、保有資格別)	
III. 給与等の引上げ以外の処遇改善状況について	18頁

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び福祉・介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 平成30年10月
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 障害者支援施設(施設入所支援)、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 10,302施設・事業所
 - ・ 有効回答数 6,704施設・事業所(有効回答率:65.1%) ※前回調査:62.3%
 - ・ 調査項目 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者の給与(平成29年9月と平成30年9月における給与)等

福祉・介護職員処遇改善加算等について

1. 加算の種類

- 福祉・介護職員処遇改善加算
 - ・ 加算(Ⅰ) : 37,000円相当(キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす)
 - ・ 加算(Ⅱ) : 27,000円相当(キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす)
 - ・ 加算(Ⅲ) : 15,000円相当(キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす)
 - ・ 加算(Ⅳ) : (Ⅲ)×0.9相当(キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす)
 - ・ 加算(Ⅴ) : (Ⅲ)×0.8相当(キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない)
- 福祉・介護職員処遇改善特別加算 : 5,000円相当
(福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び職場環境等要件は問わない)

2. 加算の算定要件

- キャリアパス要件Ⅰ : 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系を定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- キャリアパス要件Ⅱ : 福祉・介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- キャリアパス要件Ⅲ : 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること
- 職場環境等要件 : 職場環境等の改善(賃金改善を除く)を実施し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
(例) 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備 等

I 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得状況について

○ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得(届出)の状況

福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得(届出)している」事業所等が82.8%、福祉・介護職員処遇改善特別加算を「取得(届出)している」事業所等が1.4%、「取得(届出)していない」事業所等が15.7%となっている。

また、加算の種類別(I～V)の取得状況をみると、加算(I)を取得している事業所等が61.0%となっている。

	加算を取得 (届出)して いる	加算の種類別					特別加算を 取得(届出) している	取得(届出) していない
		加算(I)	加算(II)	加算(III)	加算(IV)	加算(V)		
全体	82.8%	61.0%	10.8%	9.2%	0.9%	0.9%	1.4%	15.7%
訪問系サービス	87.9%	66.0%	11.1%	10.0%	0.6%	0.3%	0.6%	11.4%
日中活動系サービス	83.3%	59.3%	11.6%	9.7%	1.3%	1.3%	1.7%	15.0%
グループホーム	77.4%	53.4%	11.3%	10.1%	1.1%	1.7%	1.2%	21.3%
入所施設	95.6%	74.1%	9.5%	10.8%	0.8%	0.5%	2.8%	1.5%
障害児入所施設	77.1%	59.6%	9.6%	6.4%	0.5%	0.9%	1.8%	21.1%
障害児通所・訪問	75.3%	58.3%	9.1%	6.8%	0.4%	0.7%	1.3%	23.4%

○加算の種類

福祉・介護職員処遇改善加算(I): 37,000円相当 (キャリアパス要件I、要件II、要件III、職場環境等要件の全てを満たす場合)

福祉・介護職員処遇改善加算(II): 27,000円相当 (キャリアパス要件I、要件II、職場環境等要件の全てを満たす場合)

福祉・介護職員処遇改善加算(III): 15,000円相当 (キャリアパス要件I又は要件IIのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合)

福祉・介護職員処遇改善加算(IV): (III)×0.9相当 (キャリアパス要件I、要件II、職場環境等要件のいずれかを満たす場合)

福祉・介護職員処遇改善加算(V): (III)×0.8相当 (キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のいずれも満たさない場合)

福祉・介護職員処遇改善特別加算: 5,000円相当 (福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び職場環境等要件は問わない)

○ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を取得（届出）している事業所等における加算（Ⅰ）を取得することが困難な理由をみると、「職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が38.9%、「昇給の仕組みを設けるための事業作業が煩雑であるため」が32.4%となっている。

（複数回答）

	① 昇給の仕組みを どのようにして定 めたらよいかわ からないため	② 昇給の仕組みを 設けるための事 業作業が煩雑で あるため	③ 福祉・介護職員の 昇給の仕組みを設 けることにより、賃 金管理を行うこと が今後難しくなる ため	④ 福祉・介護職員の 昇給の仕組みを設 けることにより、職 種間・事業所間の 賃金のバランスが とれなくなることが 懸念されるため	⑤ 福祉・介護職員の 昇給の仕組みに ついて、法人内又 は施設・事業所内 で合意形成するこ とが難しいため
全 体	24.3%	32.4%	18.2%	38.9%	11.4%
訪問系サービス	24.8%	34.8%	22.4%	28.0%	9.3%
日中活動系サービス	25.9%	32.2%	19.3%	43.7%	11.5%
グループホーム	27.0%	28.4%	13.5%	27.0%	16.2%
入所施設	13.5%	27.0%	13.5%	56.8%	16.2%
障害児入所施設	19.0%	28.6%	9.5%	28.6%	14.3%
障害児通所・訪問	22.3%	35.0%	15.5%	47.6%	8.7%

○ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の今後の取得予定

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を取得（届出）している事業所等における加算（Ⅰ）の今後の取得予定をみると、「今後取得予定あり」が33.6%となっている。また、取得が困難な理由として、「昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」と回答した事業所等では「今後取得予定あり」が36.4%となっている。

	全体		① 取得が困難な理由として、「昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」と回答した事業所等		② 取得が困難な理由として、「昇給の仕組みを設けるための事業作業が煩雑であるため」と回答した事業所等		③ 取得が困難な理由として、「福祉・介護職員の昇給の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため」と回答した事業所等		④ 取得が困難な理由として、「福祉・介護職員の昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることを懸念されるため」と回答した事業所等		⑤ 取得が困難な理由として、「福祉・介護職員の昇給の仕組みについて、法人内又は施設・事業所内で合意形成することが難しいため」と回答した事業所等	
	今後取得予定あり	取得予定はない	今後取得予定あり	取得予定はない	今後取得予定あり	取得予定はない	今後取得予定あり	取得予定はない	今後取得予定あり	取得予定はない	今後取得予定あり	取得予定はない
全体	33.6%	66.4%	36.4%	63.6%	32.9%	67.1%	24.8%	75.2%	24.7%	75.3%	27.6%	72.4%
訪問系サービス	24.2%	75.8%	35.0%	65.0%	17.9%	82.1%	19.4%	80.6%	20.0%	80.0%	26.7%	73.3%
日中活動系サービス	31.9%	68.1%	34.3%	65.7%	32.2%	67.8%	17.3%	82.7%	22.0%	78.0%	16.1%	83.9%
グループホーム	41.9%	58.1%	35.0%	65.0%	42.9%	57.1%	40.0%	60.0%	25.0%	75.0%	33.3%	66.7%
入所施設	45.9%	54.1%	20.0%	80.0%	40.0%	60.0%	40.0%	60.0%	42.9%	57.1%	33.3%	66.7%
障害児入所施設	33.3%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	33.3%	66.7%
障害児通所・訪問	42.7%	57.3%	43.5%	56.5%	47.2%	52.8%	50.0%	50.0%	30.6%	69.4%	44.4%	55.6%

○ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の取得（届出）が困難な理由

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所等における加算（Ⅱ）を取得することが困難な理由をみると、「キャリアパス要件（Ⅰ）を満たすことが困難」が49.6%となっている。

（複数回答）

	① キャリアパス要件（Ⅰ）を 満たすことが困難	② キャリアパス要件（Ⅱ）を 満たすことが困難	③ 職場環境等要件を 満たす見込みがない
全 体	49.6%	42.7%	7.5%
訪問系サービス	50.0%	43.0%	5.7%
日中活動系サービス	52.8%	43.0%	8.0%
グループホーム	57.1%	41.7%	10.7%
入所施設	31.9%	42.6%	8.5%
障害児入所施設	47.1%	23.5%	5.9%
障害児通所・訪問	41.6%	46.1%	5.6%

○加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅰ：福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について定め、全ての福祉・介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅱ：福祉・介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅲ：福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること。

職場環境等要件：職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

○ キャリアパス要件(Ⅰ)及び(Ⅱ)を満たすことが困難な理由

前頁において、「キャリアパス要件(Ⅰ)を満たすことが困難」としている事業所等における、具体的な理由をみると、「福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めることが難しいため」が67.2%、「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めることが難しいため」が60.7%となっている。

また、「キャリアパス要件(Ⅱ)を満たすことが困難」としている事業所等における、具体的な理由をみると、「資質向上のための計画に沿って研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに福祉・介護職員の能力評価を行うことが難しいため」が62.9%となっている。

キャリアパス要件(Ⅰ)を満たすことが困難な理由

(複数回答)

	福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めることが難しいため	職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めることが難しいため	任用等の要件及び賃金体系の内容について明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知することが難しいため	届出に必要な事務を行える職員がいないため
全体	67.2%	60.7%	32.8%	10.9%

キャリアパス要件(Ⅱ)を満たすことが困難な理由

(複数回答)

	福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標・計画を策定して全ての福祉・介護職員に周知することが難しいため	資質向上のための計画に沿って研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに福祉・介護職員の能力評価を行うことが難しいため	資格取得のための支援を実施することが難しいため	届出に必要な事務を行える職員がいないため
全体	34.0%	62.9%	33.7%	12.0%

○ 福祉・介護職員処遇改善加算等を取得(届出)しない理由

福祉・介護職員処遇改善加算等を取得(届出)していない事業所等における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が25.6%、「対象職種 of 制約のため困難」が15.1%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が14.1%となっている。

(複数回答)

	対象職種の制約のため困難	キャリアパス要件を満たすことが困難	職場環境等要件を満たすことが困難	事務作業が煩雑	平成31年度以降の取り扱いが不明	追加費用負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	利用者負担の増加	賃金改善の必要性がない	その他
全体	15.1%	14.1%	8.5%	25.6%	6.4%	5.4%	11.1%	6.8%	11.0%	24.3%
訪問系サービス	12.0%	13.3%	10.8%	43.4%	7.2%	9.6%	19.3%	16.3%	7.8%	12.0%
日中活動系サービス	17.8%	18.4%	9.5%	27.0%	7.5%	5.7%	8.3%	4.0%	9.2%	19.8%
グループホーム	19.3%	21.4%	13.6%	21.4%	2.9%	4.3%	14.3%	3.6%	7.1%	18.6%
入所施設	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%	33.3%
障害児入所施設	15.2%	0.0%	6.5%	2.2%	4.3%	4.3%	2.2%	2.2%	28.3%	50.0%
障害児通所・訪問	10.9%	7.9%	3.8%	19.2%	6.4%	2.6%	9.4%	6.8%	14.0%	36.2%

Ⅱ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について

○ 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法

障害福祉サービス事業所等における障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法をみると、「定期昇給を実施(予定)」が66.7%、「各種手当を引上げまたは新設(予定)」が29.1%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設(予定)」が25.9%となっている。

(複数回答)

	定期昇給以外の賃金水準を引上げ(予定)	定期昇給を実施(予定)	各種手当を引上げまたは新設(予定)	一時金の支給金額を引上げまたは新設(予定)	凍結または減額していた定期昇給を再開(予定)	その他
全体	22.3%	66.7%	29.1%	25.9%	0.4%	1.3%
訪問系サービス	25.3%	48.1%	40.9%	40.2%	0.1%	1.5%
日中活動系サービス	22.2%	70.2%	26.1%	21.4%	0.4%	1.2%
グループホーム	20.5%	69.8%	20.7%	20.0%	0.9%	1.8%
入所施設	15.9%	85.9%	27.9%	17.4%	0.9%	1.2%
障害児入所施設	18.2%	80.7%	28.9%	16.6%	0.0%	1.6%
障害児通所・訪問	23.1%	68.5%	26.8%	27.4%	0.3%	0.9%

○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況(常勤の者、職種別)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、13,045円の増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
福祉・介護職員	297,761円	284,716円	13,045円
看護職員	406,793円	394,334円	12,460円
理学療法士・作業療法士	380,134円	367,538円	12,596円
サービス管理責任者	373,206円	359,436円	13,769円
聴能・言語機能訓練担当職員	340,434円	322,812円	17,622円
機能訓練担当職員(※)	343,392円	334,848円	8,544円
心理指導担当職員	361,996円	348,254円	13,742円
管理栄養士・栄養士	332,679円	321,054円	11,625円
調理員	272,503円	264,559円	7,944円
事務員	319,941円	308,126円	11,815円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員
就労支援員、訪問支援員、介護職員。

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)により算出。

注4) (※)は、集計対象数が30未満。

○ 障害福祉サービス等従事者の平均基本給額の状況(常勤の者、職種別)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均基本給額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、4,144円の増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
福祉・介護職員	196,857円	192,713円	4,144円
看護職員	260,521円	257,605円	2,916円
理学療法士・作業療法士	250,962円	246,676円	4,285円
サービス管理責任者	242,593円	237,182円	5,411円
聴能・言語機能訓練担当職員	222,549円	223,862円	▲1,313円
機能訓練担当職員(※)	225,145円	223,540円	1,604円
心理指導担当職員	224,359円	221,992円	2,368円
管理栄養士・栄養士	224,786円	221,138円	3,648円
調理員	193,479円	191,272円	2,206円
事務員	216,762円	211,912円	4,850円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員
就労支援員、訪問支援員、介護職員。

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注3) (※)は、集計対象数が30未満。

(参考) 福祉・介護職員の平均給与額の内訳(常勤の者)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、基本給、手当、一時金(賞与等)ごとに、平成29年と平成30年の状況を比較すると、基本給が4,144円の増、手当が3,407円の増、一時金が5,494円の増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
給与額	297,761円	284,716円	13,045円
うち、基本給	196,857円	192,713円	4,144円
うち、手当	52,190円	48,783円	3,407円
うち、一時金(賞与その他)	48,714円	43,220円	5,494円

注1) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額等を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)により算出。

注3) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4) 一時金は賞与その他臨時支給分として4～9月に支給された金額の1/6。

○ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況(非常勤の者、職種別)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(非常勤の者)の平均給与額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、7,476円の増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
福祉・介護職員	183,558円	176,082円	7,476円
看護職員	223,623円	211,804円	11,819円
理学療法士・作業療法士(※)	307,067円	286,146円	20,921円
サービス管理責任者	272,038円	255,332円	16,706円
聴能・言語機能訓練担当職員(※)	255,088円	262,383円	▲7,295円
機能訓練担当職員(※)	275,807円	245,355円	30,452円
心理指導担当職員(※)	317,750円	311,059円	6,691円
管理栄養士・栄養士(※)	243,804円	228,898円	14,906円
調理員	139,314円	135,206円	4,108円
事務員	164,841円	158,946円	5,895円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員
就労支援員、訪問支援員、介護職員。

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)により算出。

注4) (※)は、集計対象数が30未満。

○ 障害福祉サービス等従事者の平均基本給額の状況(非常勤の者、職種別)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(非常勤の者)の平均基本給額について、平成29年と平成30年の状況を比較すると、3,561円の増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
福祉・介護職員	147,261円	143,700円	3,561円
看護職員	188,206円	180,343円	7,863円
理学療法士・作業療法士(※)	232,116円	222,943円	9,172円
サービス管理責任者	199,001円	194,919円	4,082円
聴能・言語機能訓練担当職員(※)	214,115円	215,059円	▲945円
機能訓練担当職員(※)	238,000円	219,491円	18,509円
心理指導担当職員(※)	276,827円	274,355円	2,472円
管理栄養士・栄養士(※)	190,546円	183,777円	6,769円
調理員	122,063円	118,340円	3,723円
事務員	139,072円	136,080円	2,992円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員
就労支援員、訪問支援員、介護職員。

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注3) (※)は、集計対象数が30未満。

○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況(常勤の者、勤続年数別)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成28年と平成29年の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数に関わらず増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全 体【平均勤続年数:7.4年】	297,761円	284,716円	13,045円
1年(勤続1年～1年11か月)	256,333円	226,395円	29,937円
2年(勤続2年～2年11か月)	267,586円	251,613円	15,974円
3年(勤続3年～3年11か月)	272,889円	261,197円	11,693円
4年(勤続4年～4年11か月)	285,482円	273,519円	11,963円
5年～9年	296,063円	286,634円	9,430円
10年以上	358,347円	351,284円	7,064円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員。

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)により算出。

注4) 勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する事業所等における勤続年数は通算して計上している。

注5) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、平成29年4月から勤務を開始した福祉・介護職員の場合、平成29年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、平成29年9月の平均給与額が低くなる一つの要因として考えられる。

○ 福祉・介護職員の平均基本給額の状況(常勤の者、勤続年数別)

福祉・介護職員処遇改善加算(I)～(V)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均基本給額について、平成29年と平成30年の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数に関わらず増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全体【平均勤続年数:7.4年】	196,857円	192,713円	4,144円
1年(勤続1年～1年11か月)	178,135円	173,179円	4,956円
2年(勤続2年～2年11か月)	181,391円	176,633円	4,758円
3年(勤続3年～3年11か月)	185,750円	181,193円	4,557円
4年(勤続4年～4年11か月)	187,636円	182,229円	5,407円
5年～9年	194,212円	189,941円	4,271円
10年以上	229,036円	226,585円	2,451円

注1) 福祉・介護職員:ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員。

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注3) 勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する事業所等における勤続年数は通算して計上している。

○ 福祉・介護職員の平均給与額の様況（常勤の者、保有資格別）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所等における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無に関わらず増となっている。

	平均勤続年数	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年－平成29年)
全体	7.4年	297,761円	284,716円	13,045円
保有資格あり	8.8年	324,695円	312,403円	12,292円
介護福祉士	9.2年	323,593円	311,374円	12,219円
社会福祉士	8.4年	349,324円	337,004円	12,321円
精神保健福祉士	6.8年	333,801円	318,121円	15,680円
(たんの吸引等)認定特定 行為業務従事者	8.4年	326,111円	318,101円	8,010円

注1) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は、基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)により算出。

注3) 勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する事業所等における勤続年数は通算して計上している。

Ⅲ 給与等の引上げ以外の処遇改善状況について

○ 給与等の引上げ以外の処遇改善状況

給与等の引上げ以外の処遇改善状況をみると、

- ・ 資質の向上では、「働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」の実施率が高くなっている。
- ・ 労働環境・処遇の改善では、「ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善」、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化」の実施率が高くなっている。

資質の向上	実施	未実施	労働環境・処遇の改善	実施	未実施
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修の受講支援等	74.4%	25.6%	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入	37.1%	62.9%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	50.0%	50.0%	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	52.7%	47.3%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	20.8%	79.2%	ICT活用による業務省力化	28.9%	71.1%
その他	実施	未実施	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	14.7%	85.3%
中途採用者に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮等)	46.1%	53.9%	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	53.5%	46.5%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	47.6%	52.4%	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	82.2%	17.8%
非正規職員から正規職員への転換	69.9%	30.1%	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	80.0%	20.0%
職員の増員による業務負担の軽減	64.1%	35.9%	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	77.6%	22.4%